

鳥取県就学指導委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月9日

鳥取県教育委員会委員長 上 山 弘 子

鳥取県教育委員会規則第8号

鳥取県就学指導委員会規則の一部を改正する規則

鳥取県就学指導委員会規則（昭和52年鳥取県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項を加える。

改正後	改正前										
<p>(任期)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行う。</u></p> <p>(会議)</p> <p>第6条 略</p> <p>(専門部)</p> <p><u>第7条 委員会に専門部を置き、緊急に処理を要する事項については、専門部の議決をもって委員会の議決に代えることができる。</u></p> <p><u>2 専門部の名称は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、その所掌事務は、委員会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</u></p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>所掌事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>視覚障害部</td><td>視覚障害のある児童及び生徒に関する事項を調査審議し、議決をすること。</td></tr><tr><td>聴覚障害部</td><td>聴覚障害のある児童及び生徒に関する事項を調査審議し、議決をすること。</td></tr><tr><td>知的障害部</td><td>知的障害のある児童及び生徒に関する事項を調査審議し、議決をすること。</td></tr><tr><td>肢体不自由部</td><td>肢体不自由のある児童及び生徒に関する事項を調査審議し、議決をすること。</td></tr></tbody></table>	名称	所掌事務	視覚障害部	視覚障害のある児童及び生徒に関する事項を調査審議し、議決をすること。	聴覚障害部	聴覚障害のある児童及び生徒に関する事項を調査審議し、議決をすること。	知的障害部	知的障害のある児童及び生徒に関する事項を調査審議し、議決をすること。	肢体不自由部	肢体不自由のある児童及び生徒に関する事項を調査審議し、議決をすること。	<p>(任期)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 略</p>
名称	所掌事務										
視覚障害部	視覚障害のある児童及び生徒に関する事項を調査審議し、議決をすること。										
聴覚障害部	聴覚障害のある児童及び生徒に関する事項を調査審議し、議決をすること。										
知的障害部	知的障害のある児童及び生徒に関する事項を調査審議し、議決をすること。										
肢体不自由部	肢体不自由のある児童及び生徒に関する事項を調査審議し、議決をすること。										

<p>病弱・虚弱部</p>	<p>病弱及び虚弱である児童及び生徒に関する事項を調査審議し、議決をすること。</p>
<p>3 <u>前項に定めるもののほか、委員会において必要があると認めるときは、その他の専門部を置くことができる。</u></p> <p>4 <u>専門部に属すべき委員は、会長が指名する。</u></p> <p>5 <u>専門部に専門部長を置き、当該専門部に属する委員の互選によりこれを定める。</u></p> <p>6 <u>専門部長は、当該専門部の事務を掌理する。</u></p> <p>7 <u>専門部長に事故があるとき、又は専門部長が欠けたときは、当該専門部に属する委員のうちからあらかじめ専門部長の指名する者がその職務を代理する。</u></p> <p>8 <u>専門部の会議は、会長が招集し、専門部長が議長となる。</u></p> <p>9 <u>専門部は、専門部に属する委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</u></p> <p>10 <u>専門部の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p>	
<p>(雑則) 第8条 略</p>	<p>(雑則) 第7条 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。